

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	支笏火山灰で行う表面波探査試験の適用性についての研究
発 注 課	建) 土木部市街地復旧推進室
選 定 事 業 者	国立大学法人 北見工業大学
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>平成30年北海道胆振東部地震により被災した地区の原因究明及び対策の検討を行うためには、当該地区造成盛土の主たる部分を構成する支笏火山灰の調査方法について学術的に未解明な要素があり、既往の知見を基本としながらも、土の特性を踏まえた上での高度な判断が必要となる。</p> <p>研究担当者の代表として予定している北見工業大学地球環境工学科の川尻峻三准教授は降雨・地震・融雪水の影響を受けた土構造物の変状・崩壊メカニズムの解明に関する研究を数多く行っており、加えて、今年度より北見工業大学に創設された地域と歩む防災研究センターのセンター長として各被災地の調査に携わり公共施設管理者へ技術的なアドバイス等を行っていることから、当該研究の実施にあたっては、同准教授の知識と経験が必要であると判断される。</p> <p>従って、当該研究は地方自治法施行令第167条の2第1項（契約の目的を達成させるために、技術やノウハウ等の優れた者と契約がすることが必要不可欠であるもの）に該当するため随意契約とするものである。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和元年12月3日